

中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業のうち
CO2 排出量の見える化支援業務委託仕様書

1 委託業務名

CO2 排出量の見える化支援業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

近年、地球温暖化による自然災害リスクの増加等の懸念が高まる中、令和5年5月に開催されたG7広島サミットにおいては、2050年までのカーボンニュートラルの重要性が改めて確認された。本県においても、令和5年3月に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げ、あらゆる部門において取組を加速することとしている。

広島県におけるCO2排出状況は、産業部門からの排出量が県全体の約7割と最も大きな割合を占めており、排出削減に向けた対策が急務となっている。加えて、人的資源等が限られている中小企業においては、自主的な取組みの遅れも懸念されている。

また、現状、中小企業において、気候変動の問題を、優先度の高い重要な社会課題と捉えている一方で、約9割は、自社の温室効果ガス排出量を算定できておらず、排出量削減に向けた具体的な取組みが進まない原因となっていると考えられる。

そのため、県内中小企業のCO2排出量の現状把握を支援し、課題の認識や削減ターゲットの特定につなげる必要がある。

本業務では、県内中小企業のCO2排出量の可視化、排出状況に基づく傾向分析、分析結果を踏まえた具体的対応策の提案までを一気通貫で支援することにより、事業者自ら排出量削減に向けた行動を促すことを目的としている。

4 業務スケジュール（案）

	R 6										R 7		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業者選定	→												
可視化等			→										
削減提案					→								
成果報告会											←→		
アンケート											→		
業務報告											→		

※具体的には、提案に基づき、別途受託者と協議のうえ決定する。

5 業務内容

(1) 支援事業者（以下、「事業者」という）の決定等

以下の項目に従って、事業者を決定すること。

ア 対象

次の条件をいずれも満たす事業者とする。

- ・ 中小企業（中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に準じる）であること
 - ・ 県内に事業所を有しており、当該事業所を対象に実施すること
- ※業種は限定しない。幅広い業種を支援できるよう配慮すること。

イ 支援数

50 社以上（上限は設けない）

ウ 方法

原則、広く募る形で支援先を決定すること。

エ 本事業の周知

本事業を実施することを県内の事業者等へ周知すること。周知にあたり、本事業の概要が分かる資料（フライヤー）を県と協議のうえ、作成すること。

(2) CO2 排出量の見える化及び削減対策の提案等

(1) で決定した事業者に対して、以下の業務を行うこと。

ア CO2 排出量の可視化

事業活動を伴う月ごとの電気・ガス等のエネルギーの使用状況を簡易な方法で数値化するとともに、エネルギー種別に応じた CO2 排出量を数値化し、事業者が把握しやすい方法で整理すること。

イ CO2 排出状況の傾向分析及び課題抽出

数値化した CO2 排出量に基づき、事業者の課題を明確化するとともに、業務の運用改善や設備投資等の効果的な削減対策を整理すること。

ウ CO2 排出量の削減に向けた提案

イで整理した効果的な削減対策について、事業者へ提案すること。提案にあたり、削減対策の有効性や実施効果等を丁寧に説明する等により、事業者が納得感を持って取り組めるよう支援すること。

エ データの蓄積・引継ぎ

本事業終了後に事業者が自らサービスを継続して利用しようとする場合は、可能な範囲でデータを引き継ぐこと。

オ 県への定期報告

ア～ウに掲げた項目を取りまとめて、支援実施状況を県に対して定期的に報告すること。報告内容には、少なくとも次の項目を含めること。

- ・ 事業者情報（所在地、業種、従業員数）
- ・ 事業者の CO2 排出状況
- ・ 事業者の CO2 排出状況の傾向分析及び課題
- ・ 事業者へ提案した削減対策

※各項目について、支援途中の場合は空欄の状態でもよい。

カ ア～オに掲げた項目以外について、本事業の効果向上に資する取組として提案する業務がある場合は、県と協議のうえ実施すること。

(3) 成果報告会の企画実施

(2) 業務により、事業者の意識や取組姿勢、取引先との関係等、事業者内外の環境がよい方向へ変化している事例を成果として、広くPRする報告会（以下、「成果報告会」という）を、企画・運営すること。

ア 成果報告会の企画

企画とは、開催日時、開催方法、実施内容等の検討、登壇事業者の調整、確保及び広報に関すること。なお、会場については、イベント規模等を勘案し、県と協議のうえ決定すること。

イ 成果報告会の運営

運営とは、会場設営、進行管理、資料作成、登壇事業者の謝金等の支払いに関すること。

(4) アンケート調査

(2) の業務を実施した事業者に対し、満足度や意識変化を把握するためのアンケートを実施すること。アンケート項目については、県と協議のうえ、決定すること。

(5) 実施体制

事業者のCO2排出量の見える化等の支援や、成果報告会の企画実施、県への定期報告等、各業務を円滑に遂行できるよう人員配置すること。また、事業者による排出削減に向けた具体的取組みを支援できるよう、外部機関を含めた連携体制を整えておくこと。

(6) その他

上記(1)～(4)に付随する業務

(7) 連絡体制

土日祝日及び12月29日から1月3日までを除き、8時30分から17時15分までの間、県担当者と連絡が取れること。連絡方法は、電話、電子メール及びオンライン会議システムに対応すること。

(8) 実績報告書の提出及び委託料の額の確定

ア 業務が完了したときは、その完了から起算して速やかに任意様式による「事業実績報告書」を県に提出すること。

イ 県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。

ウ 受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

6 留意事項

(1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。

- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われぬよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 作成する資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (7) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。以下、同様。）をはじめ、本業務の成果品における一切の権利（以下、「著作権等」という。）は、県に帰属する。やむを得ない事情により著作権等の譲渡ができないものについては、受注者は、県が本業務の成果物を事業目的の範囲内で契約期間終了後に活用できるよう、必要な使用許諾を県に与えること。
- (8) 本業務の実施に際し、第三者の著作権、肖像権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任と費用負担を負うものとする。
- (9) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は全て返却することとし、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (10) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (11) 上記(1)から(10)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (12) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。

本委託業務は、予算が広島県議会で可決された場合に実施する。